

智頭町「地域おこし協力隊」隊員募集要領要項

智頭町では、農村の活性化に意欲のある都市住民を受け入れ、地域における活動を通じて地域力の維持及び強化を促進するため、都市地域から智頭町へ転入して地域おこしに取り組む「地域おこし協力隊」の隊員を募集しています。

智頭町は自然栽培による農産物づくりを推進しており、町内で自然栽培を実践している団体「そらみずち」が令和3年からNPO法人となり、自然栽培の更なる普及啓発と実践に取り組んでいきます。地域とともに活動していく意欲のある方のご応募をお待ちしています。

1 募集人数

1名

2 応募資格

- (1) 年齢が令和3年4月1日現在で20歳以上50歳以下の男女
- (2) 次に該当しないこと。
 - ① 成年被後見人及び被保佐人
 - ② 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- (3) 三大都市圏をはじめとする都市地域等（過疎・山村・離島・半島等の地域に該当しない市町村）から智頭町に住所を移し、移住できる者
※条件不利地域からの異動の場合、制限がかかる場合があります。
詳しくは、総務省「地域おこし協力隊」のウェブページに掲載されている「特別交付税措置に係る地域要件確認表」を参照してください。
- (4) 普通自動車運転免許を持っていること（マニュアルが望ましい）
- (5) パソコンを活用した文書作成、簡単な経理計算等の事務能力があること
- (6) 智頭町内に居住できること
- (7) 地域住民と協力して地域おこしに積極的に取り組めること

3 業務・活動

次のような地域おこし活動に従事していただきます。

- (1) 「そらみずち」の事務局運営サポート
- (2) 自然栽培の拠点開発、共働農園の運営、活動発信
- (3) 生製品の加工及び商品開発
- (4) 販路開拓、販売促進の仕組みづくり
- (5) 自然栽培の普及開発のための研修会及びイベントの企画・開催

4 雇用形態

智頭町が「そらみずち」と委託契約を締結した上で、「そらみずち」が雇用し、智頭町が地域おこし協力委員に委嘱する。

5 任用期間

令和3年4月1日～令和4年3月31日

ただし、最長で令和6年3月31日まで延長の可能性があります。

6 賃金等

(1) 賃金：月額166,000円（社会保険料等の本人負担分が差し引かれます）

(2) 手当等

期末手当（年2回。任用期間により変動）、通勤手当（通勤距離に応じて支給）

7 住居

住居は「そらみずち」が用意する住宅に居住していただきます。

借上げ料は、「そらみずち」が負担します。

ただし、光熱水費、通信費、燃料費等は自己負担となります。

8 勤務地 智頭町内

9 勤務日・勤務時間・休日

(1) 勤務時間

週35時間勤務を基本とし、1日につき7時間45分を超えない勤務時間とします（休憩60分）。詳細な勤務時間については、「そらみずち」と協議の上、決定します。

(2) 勤務を要しない日

土・日・祝日及び年末年始（12月29日から1月3日）

必要に応じて、休日等の勤務もあります。その場合は、振替休日対応となります。

(3) 休暇

有給休暇（年に12日）、夏期休暇3日

10 応募方法・人選・結果のお知らせ

(1) 応募方法

別紙の応募用紙にご記入のうえ、履歴書を添付して締切日までに智頭町山村再生課に郵送又はお持ちください。

(2) 募集締め切り

令和3年3月5日（金） ※当日消印有効

(3) 人選

書類及び面接による審査を行います（※応募の秘密は守られます）。

①一次審査（書類審査）

「智頭町地域おこし協力隊隊員応募用紙」

「市販の履歴書(JIS規格形式A4サイズ)」

②二次審査（面接による審査）

智頭町内を会場に面接による審査を行います。

面接予定日は令和3年3月中旬頃の予定です。

※面接会場への移動にかかる交通費は自己負担となります。

※新型コロナウイルス感染症の状況により、延期またはオンライン面接等へ変更する場合があります。

※結果につきましては後日書面にて通知します。

1 1 お問い合わせ

智頭町山村再生課（担当：山内）

住 所 〒689-1402 鳥取県八頭郡智頭町大字智頭2072番地1

TEL 0858-75-3117 FAX 0858-75-4124 E-mail t-yamauchi@town.chizu.tottori.jp